

公益社団法人広島交響楽協会 定款

[沿革]

平成23年4月 1日 施行

平成23年6月24日 一部改正

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人広島交響楽協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を広島市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、交響管弦楽等の音楽活動に関する事業を行い、広島市及び広島県の音楽文化の振興を図り、もって広島市民及び広島県民の平和と文化の発展向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 広島交響楽団の運営・育成
- (2) 演奏会及び音楽教室の開催
- (3) 他の音楽団体との連携互助
- (4) 刊行物の発行及びCD等の制作・販売
- (5) その他この法人の目的達成のために必要な事業

第3章 会員

(法人の構成員)

第5条 この法人に次の会員を置く。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は法人
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するため入会した個人又は法人
- (3) 特別会員 本会に功労のあった者又は学識経験者で、総会において推薦されたもの

2. 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第6条 正会員及び賛助会員として入会しようとする者は、会費を添えて入会申込書を提出し、正会員は理事会の承認を、賛助会員は理事長の承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第7条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、正会員になった時及び毎年、正会員は、総会において別に定める額を支払う義務を負う。

2. 賛助会員は、この法人の事業を賛助するため、賛助会員になった時及び毎年、総会において別に定める額を支払う義務を負う。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払義務を2年以上履行しなかったとき
- (2) 総会の正会員が同意したとき
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき

(会費等の不返還)

第11条 既納の会費、入会金その他会員としての義務に基づく金品は、これを返還しない。

第4章 総会

(構成)

第12条 総会は、正会員をもって構成する。

2. 前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

(権限)

第13条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 各事業年度における事業報告〔貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)並びにこれらの附属明細書を含む〕の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第14条 総会は、定時総会として毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。ただし、理事長が欠けた場合には専務理事、常務理事の順で代行することとし、第2項および第3項についても同様とする。

2. 正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員は、理事長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。
3. 理事長は、前項の場合には、請求の日から1箇月以内に総会を招集しなければならない。
4. 総会を招集するには、会議の日時、場所及び目的たる事項を記載した書面を、少なくとも開催日の2週間前までに正会員に送付しなければならない。
5. 総会に出席しない正会員が書面で議決権を行使することができることとするときは、前項の通知には、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第41条1項に規定する、総会参考書類及び議決権行使書面を添付しなければならない。

(議長)

第16条 総会の議長は、理事長がこれに当たる。

2. 理事長が欠けたときまたは理事長に事故あるときは、専務理事、常務理事の順で議長を代行する。

(議決権)

第17条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第18条 総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2. 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の総議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3. 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。

(議決権の代理行使)

第19条 総会に出席できない正会員は、委任状をこの法人に提出して、代理人にその議決権を代理行使させることができる。この場合における第18条の規定の運用については、その正会員は出席したものとみなす。

2. 総会に出席しない正会員が書面で議決権を行使することができることとするときは、議決権を行使する書面を提出した正会員についても、第18条の規定の運用については、その正会員は出席したものとみなす。

(議事録)

第20条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2. 議事録には議長および出席した正会員の中からその会議において選出された議事録署名者2人以上が記名押印する。

第5章 役員

(役員の設定)

第21条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 20名以上35名以内
- (2) 監事 1名以上3名以内

2. 理事のうち1名を理事長、1名を専務理事、1名を常務理事とする。

3. 前項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とする。理事長が欠けた場合は、理事会において後任の理事長が選任されるま

での間、専務理事、常務理事の順で、代表理事の業務執行に関する業務を代行する。

4. 第2項の専務理事及び常務理事をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第91条第1項第2号に定める業務執行理事とする。また、必要あるときは、理事会の決議により、専務理事及び常務理事以外の理事についても業務執行理事とすることができる。
5. 代表理事および業務執行理事は、定例の理事会で、自己の職務の執行の状況を報告するほか、必要に応じて臨時の理事会でも報告を行う。

(役員を選任)

第22条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2. 理事長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2. 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

2. 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。
3. 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
4. 理事又は監事は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第26条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(会長、副会長、特別顧問、名誉会長、名誉理事長及び顧問)

第27条 この法人に、会長、副会長、特別顧問、名誉会長、名誉理事長及び顧問を

おくことができる。

2. 会長及び副会長は理事の中から理事会において選定する。
3. 特別顧問、名誉会長、名誉理事長及び顧問は、この法人に貢献のあった有識者、退任理事又は会員の中から理事会の決議を得て、理事長がこれを委嘱する。
4. 会長及び副会長は理事長の相談に応じるものとする。
5. 特別顧問、名誉会長、名誉理事長及び顧問は、その氏名を公表するのみで、この法人に対する役割・権利義務はないものとする。

(報酬等)

第28条 役員、会長、副会長、特別顧問、名誉会長、名誉理事長及び顧問は、無報酬とする。ただしその職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

第6章 理事会

(構成)

第29条 この法人に理事会を置く。

2. 理事会は、すべての理事をもって構成する。
3. 理事会は、前事業年度終了後3ヶ月以内および3月にそれぞれ定例会を開催するほか、必要に応じて臨時会を開催する。

(権限)

第30条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長、理事長、専務理事及び常務理事の選定及び解職
- (4) 特別顧問、名誉会長、創立理事長及び顧問の選任及び解任の承認

(招集)

第31条 理事会は、理事長が招集する。

2. 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第32条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

2. 理事長に事故ある場合は、専務理事、常務理事の順で議長を代行する。

(決議)

第33条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2. 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第34条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2. 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 資産及び会計

(事業年度)

第35条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第36条 この法人の事業計画書、収支予算書並びに資金調達の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2. 第1項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第37条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
- (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
- (6) 財産目録

2. 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び正会員の名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第38条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第2項第4号の書類に記載するものとする。

第8章 事務局及び交響楽団

(事務局)

第39条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2. 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は理事長が別に定める。

(交響楽団)

第40条 この法人の交響楽団は、音楽監督及び楽団員をもって編成する。

2. 交響楽団の組織及び運営に関し必要な事項は理事長が別に定める。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第41条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第42条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第43条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1 箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第44条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5 条第17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第45条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第11章 補則

(委任)

第46条 この定款の施行に関し必要な事項は、総会の決議を経て、理事長が別に定める。

附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の代表理事は、金田 幸三とする。
- 3 この法人の最初の業務執行理事は、田中賢治、藤岡義久とする。
- 4 この法人の最初の理事は、次に掲げる者とする。
安東 善博、岩崎 恭久、上田みどり、碓井 静照、鵜野 俊雄、
太田 真治、大田 哲哉、大野 徹、金田 幸三、木村 祭氏、
黒澤 幸治、佐伯 克彦、正野 元也、高橋 正、田中 賢治、
千葉潤之介、伴谷 晃二、友則 和寿、永野 正雄、仁田 一也、
林 辰也、深山 英樹、藤岡 義久、抹香 尊文、道下太英子、
森本 弘道、山本 一隆、横山 滋
- 5 この法人の最初の監事は、木村 満、新納 慎治とする。
- 6 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第38条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。